

官報

号外

昭和三十年七月二十五日

○第二十二回 参議院會議録第四十号

昭和三十年七月二十五日(月曜日)午前十一時九分開議

議事日程 第四十号

昭和三十年七月二十五日

午前十時開議

第一 昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号) (委員長報告)

第二 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 優生保護法の一部を改正する法律案(谷口三郎君外四名発議) (委員長報告)

第四 通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 小林 孝平君

農林水産委員 野澤 勝君

通信委員 森崎 隆君

予算委員 小林 孝平君

懲罰委員 三輪 貞治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 野澤 勝君

農林水産委員 森崎 隆君

通信委員 小林 孝平君

予算委員 三輪 貞治君

懲罰委員 小林 孝平君

同日懲罰委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 長谷山行敏君

理事 岸 良一君

同日議員から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(小林武治君外五名発議)

地方行政委員会に付託

幼児誘拐等処罰法案(中山福蔵君発議)

法務委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

養ほり振興法案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案

農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

株式会社科学研究所法案

商工委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案

糸綯安定特別会計法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償責任再保険特別会計法案

補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

株式会社科学研究所法案

商工委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案

糸綯安定特別会計法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償責任再保険特別会計法案

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

余剰農産物資金融通特別会計法案

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

文教委員会に付託

漁港法第十七条第二項の規定に基

き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

農林水産委員会に付託

石炭鉱業合理化臨時措置法案

商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(黒金泰美君外一名提出)

内閣委員会に付託

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(加賀田進君外十一名提出)

地方行政委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(木村守江君外六名発議)

同日議長は、左の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

おける学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

少年院法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の衆議院議員提出案は同院において、これを否決した旨の通知書を受領した。

臨時石炭鉱業安定法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)可決報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

優生保護法の一部を改正する法律案修正議決報告書

去る二十日委員長から提出した左の調査承認要求に対し、議長は去る二十一日これを承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 昭和三十年度予算の執行状況に関する調査

一、目的 昭和三十年度予算についてその執行状況並びに国民経済との関連について調査し、今後の予算審査に資する。

一、方法 関係者より説明を聴取し、資料の提出を求め必要に応じて委員派遣を行う。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

六七九

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

参議院會議録第四十号 議長報告

昭和三十年七月二十五日、衆議院会議録第四十号、會議、議事日程追加の件、鉄道建設審議委員の任命に関する件、充春取締りに関する緊急質問

六八〇

昭和三十年七月二十日

予算委員長 館 哲二

参議院議長 河井彌八郎

去る二十二日、内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員木下源吾君提出アメリカ合衆国より要請せられたる航空基地拡張の問題に関する質問に対する答弁書

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

結核予防法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国民健康保険法の一部を改正する法律

結核予防法の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金

の運用に関する法律の一部を改正する法律

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

水産業協同組合法の一部を改正する法律

森林法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

同日本院は、離島振興対策審議会委員前田種君の死去による補欠として梶原茂嘉君を指名した旨を内閣に通知した。

去る二十一日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

厚生省公衆衛生 楠本 正康君
局環境衛生部長
運輸大臣官 間島大治郎君
運輸大臣官 房瀬光太郎君

去る二十一日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

国税庁長官 阪田 泰二君
大蔵省理財 石野 信一君
局長心得

去る二十一日内閣総理大臣から、運輸大臣官房観光部長間島大治郎君（前掲の議長承認のとおり）を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十一日内閣総理大臣から、厚生省公衆衛生局環境衛生部長楠本正康君（前掲の議長承認のとおり）及び国税庁

長官阪田泰二君外一名（前掲の議長承認のとおり）を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨二十三日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

百貨店法案（小笠公昭君外十四名提出）

同日議長は左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

幼児誘拐等処罰法案（中山順藏君提出）

去る二十一日委員長から左の報告書を出した。

国立国会図書館の経過に関する報告書

審査報告書

一昨二十三日委員長から左の報告書を出した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長（河井彌八郎）これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、鉄道建設審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（河井彌八郎）御異議ないと認めます。

去る十五日、内閣総理大臣から、鉄道建設法第六条第二項の規定により、佐藤博夫君、平山孝君、今里広記君、関桂三君、湯河元成君、迫静二君、島

田孝一君、山崎匡輔君を鉄道建設審議会委員に任命することについて、本院の同意を得たい旨の申し出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河井彌八郎）総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって同意することに決しました。

○加藤シツエ君 私はこの際、充春取締りに関する緊急質問の動議を提出いたします。

○阿貝貞登君 私は、ただいまの加藤君の動議に賛成いたします。

○議長（河井彌八郎）加藤君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（河井彌八郎）御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。加藤シツエ君。

〔加藤シツエ君登壇、拍手〕

○加藤シツエ君 私は社会党を代表いたしまして、充春取締りの問題について、政府の御所見をただしたいと存じます。

充春は罪悪であり、婦女子に充春をさせて営利を求めることが公然と企業化されている今日の日本の社会の現状が歎かわしいものであることは、たれびとも異論をはさむ余地のないところでございます。しかるに、超党派的に署名された議員立法としまして、充

春等処罰法案は去る七月十九日衆議院法務委員会において、また同二十日の本会議において否決されました。この法案が否決せられるに至るまでの理由、いきさつというものがいかなるものであったかは別として、いわゆる赤線、青線と称せられる充春地帯が繁栄している現状にあっては、無力、貧困、失業に追い回される婦女子は、せめて一時の急を逃れんと醜業の泥沼に転落する者その跡を断たず、現に二十

日衆議院における法案否決の翌々日二十二日、参議院会館の私の部屋に、私を頼って吉原を脱出した一女性があつたことは新聞に報道された通りでございます。彼女の私に語りましたところの身の上話によりますと、幼い頃両親に死別し、一人の弟とともに養母のもとに身を寄せ私立大学に学ぶ途中、複雑な家庭の事情に迫られまして、学費はとだえ弟は結核にかかり、その治療費を求めてついに転落、辛うじて毎月一万円の養代捻出はしたものの、四カ月働くらうに二万数千円の借金ができているのに驚いて、当もなく飛び出し、服毒自殺未遂にて病院に入られ、所持金を全部使い果しまして、昔私の講演を聞いたことを思い出して、私をたずねて来たと思っております。

家庭に保護者なく、病気の弟をみてくれる施設なく、養代を求めて悩んだ一女性に開かれた唯一の門は吉原の大門でございました。このような相当の

教育を受けた女にとつても、なおみずからの肉体を売るといふ道を選ばせ、また吉原の生活の恥しさにたえかねて逃げてはみたものの、服毒自殺を試みる以外に受け入れ態勢が見つからなかつたこの一女性の歩んだ道を目の前に見せられますときに、文化国日本の姿の痛ましさに、私は責任を痛感いたしますものでございます。今日世間に頻発する生活に困窮した親が、愛児を道連れに心中するのをたがとがめることができませんか。社会保障制度の確立なき社会の生活不安、悲哀を痛感いたしますのでございます。

そこで、私はまず総理大臣に伺ひ申し上げます。総理大臣は友愛精神、道義高揚を説かれ、政府関係の身辺から清潔な政治道徳の実践を目ざして歩み出された鳩山内閣の総理大臣として、売春問題の現状を黙認してよいとは思われぬことは伺ひするまでもございませぬが、政府の売春問題対策の基本的理念がどこにあるかは重大でございませぬ。この問題の対策は複雑であるだけに、その複雑性に乘じてややもすれば安易な妥協や、問題が悪化するおそれがございます。かく私が伺ひするときは、総理大臣は、そんなことならすでに委員会その他においてたびたび明らかにしているとお思ひになるかもしれません、この問題は、過日の衆議院における法案の否決と、政府与党が提唱し、自由党が同調した決議

案の可決によつて、問題は明らかに次の新しい段階に運ばれたとみななければならぬのでございます。そのために私は総理の売春問題に対する基本的理念を明確にしたいだきたい必要に迫られたのでございます。簡単に伺ひ申し上げますから、どうか簡単に御答へ下さいませ。総理大臣は、売春行為及びこれを助長する行為は絶対に禁止しなければならぬという考え方に御賛成でございますか、どうでございますか、またはこうしたことには悪であるには違ひないが、社会生活にとつていゝゆる必要悪であるから、害毒を最小限にとどめる方法を講じつつ、必要悪としての存在はやむを得ないというお考えか、この二つがございませぬ。この売春対策に対する二筋の道のどちらを選ばれるか、前者か後者か、これを総理大臣の口からはつきりと聞かしていただきたいのでございませぬ。

次に、花村法務大臣には四つの点について伺ひ申し上げますからお答え下さいませ。第一に、政府与党によつて提唱、議決せられたところの売春等に関する決議文の中には、「政府はこの際、内閣に強力なる審議機関を設けて、その議を経て行政、立法、予算措置など総合対策を作成し、国会の審議を要するものについては次の通常国会に提出して云々」と、こうございませぬが、これに対して花村法務大臣は、「善処いた

します」との発言をなされましたように伺ひましたが、どのように善処されるのか、次の諸点について御答へをお願い申し上げます。

第一に、決議文にあるところの強力なる審議機関を設ける場合に、現在存在する内閣の売春問題対策協議会と重複することになりますか、その処置はどうなさるおつもりでございますか。

第二点は、内閣に現存する売春問題対策協議会は、問題解決のための熱烈なる世論に押されて、二十九年二月吉田内閣の閣議了解事項として設置されて以来、四人の婦人を含めて民間人八名、政府側七名、合計十五名の委員たちによつて一カ年半を経過して、十数回の委員会、小委員会、幹事会等、それぞれこの問題に対する民間、政府のペテランが熱心なる問題の検討、審議の結果、協議会答申案は、来たる八月九日委員会総会において、最終決定をみる予定と聞いております。斯界の権威者が衆知を集めてなお一カ年半の歳月を必要としたのに、政府は今から次の通常国会まで五カ月の短期間に、果して決議文が要請している抜本的総合施策なるものを、この新たに設けられるという審議機関によつて立案せしめる確信がございませぬか、どうでございますか。

第三点は、さらに花村法務大臣に伺ひたいのでございますが、現在ある売春問題対策協議会が用意した答申案の内容は、赤線、青線両区域ともその存在を許しておくことは認められぬとの結論を出していると聞いております。かかる答申案は権威あるものと考えられますが、法務大臣の御所見はいかがでございますか。与党の有力者の中には、赤線だけは残しておくことが現実的に即した対策であるというふうな考え方を持っている者があつたかと思へられておりますが、政府はかかる考え方に耳を傾けようとしておられるのかどうか。率直に答えていただきたいと存じます。

もう一点法務大臣に伺ひたいことは、日本が文明諸国に列して対等の地位を確保するために、幾多の順守しなければならぬ条約上の義務がありまが、性道徳を浄化して人権を擁護することを旨とした条約として、醜業を行わしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約、成年婦女売買禁止のたりの国際条約、人身売買及び売春による利益を得る行為の禁止に関する条約、この三つがございませぬが、現在わが国が加入しているのは、最初にあげたものだけでありまして、やがて日本が国際連合に加入いたしますれば、当然これらの他の二つの条約の適用を受けることを覚悟しなければならぬわけでございます。そのためには十分国内態勢を整えられなければならないことになりませぬが、新しい国際情勢に対処しつつ国運を有利に導くために努

力されなければならない政府として、このことをどうお考えになつておられますでしょうか、この点、政府の所懐を明らかにしていただきたいと考えます。

最後に、大蔵大臣に伺ひ申し上げます。売春対策に欠くことのできないのは、身売り防止のため、あるいは転落より更生するための施設、補導機関、生業資金等、予算措置を必要とするものが多いことは御承知の通りでございます。しかるに、三十年度予算編成に当つては、これらの必要費目の一部分が不十分ながら当該官庁よりそれぞれ要求されていたにもかかわらず、大蔵当局は無慈悲に削除され、吉原のかごの鳥が逃げて来た場合、その羽を休めるため、現在ある少数の民間更生施設資金三千万円さえも削られんといひまして、婦人議員たちの努力によつて、ようやく二千五百万円が復活されたにすぎないのでございます。こうしたわずかの金は、社会の最下層にあつて、まじめに生きんがための人々にとつて、その重要性は金額の多少にかかわらずぬものがございませぬ。もし大蔵大臣が、将来これらの売春禁止対策に回せるべき予算措置が要請された場合、十分な理解をお持ち下さらないならば、特殊飲食店の業者たちは、生きるか死ぬかの境を浮沈する哀れな娘たちを救つてやるのは自分たちだと、国会の公聴会に来て豪語しており

ますが、今後とも業者たちの力を拜借して衰れた娘を救つてもらふのでしょ
うか、それとも、社会保障に関する予
算措置は、防衛庁の予算にまざるとも
劣らない関心をもつて取り扱おうとお
考へになつておられますか、大蔵大臣
の御所見を承わりたいと存じます。

(拍手)

以上をもちまして私の質問を終りた
いと思ひますが、充春禁止の問題は、
今や全国三十余の婦人団体が総決起し
て、婦人の人権確立を願つておりま
す。世論もまた敗戦によつて類焼した
風紀の一日も早く堅実化されんことを
望んでおりますとき、この問題に対す
る対策について政府の責任は重大だと
考へますので、総理大臣を初め関係閣
僚の責任ある答弁を願つてやみませ
ん。(拍手)

〔国務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(鳩山一郎君) 加藤さんの
質問にお答をいたします。

私は、婦人の使命は、貞操の基礎の上
に人格を建設するにあると思ひます。
お互いに、国民各自がお互いの人格の
尊厳を尊重すべき民主主義国家におい
て、婦人の人格を尊重するように制度
を国家の恥辱と考へますのは、もとよ
り当然でございます。しかし、これは
単に罰則を設けるだけでは十分にその
目的を達することができません。充春
婦の厚生保護、さらに充春婦の転落を
防止するための措置をも、同時に考慮

しなければならぬと考へておりま
す。(拍手)

〔国務大臣花村四郎君登壇〕

○国務大臣(花村四郎君) 加藤議員の
御質問に対してお答を申し上げます。

まず第一の、審議会に関する御質疑
であります。これは要するに、議会で
要請されております審議会の性格
をどう考へるかというところによつて、
おのずからきまるものであると申し上
げてよろしいと思ひます。審議会のほ
かに新たな審議会を設けるか、ある
いはまたその新たな審議会にた
まありますところの審議会を吸収す
るかどうするかということによつてき
まるのでございますが、しかし、い
づれにいたしましても、ただいまあり
ます審議会は、先ほども加藤議員か
ら申されましたごとく、八月九日にそ
の結論が出ることに相なつております
ので、その結論を尊重いたしまして
法務省としては善処いたしたいと考へ
ておりますので、重複の点は御心配に
及ばぬと、こう申し上げてよろしい。
それから第二点であります。こ
れは現行の充春問題対策協議会の正式
な答申がありますれば、その答申を尊
重いたしまして、そうして次期国会ま
でにそれぞれの対策を提出いたします
るよう万全の努力を傾けたいと存しま
す。

そして第三であります。これは
赤嶺、青嶺区域の問題であります
が、これまたこの充春問題対策協議会
の答申がありませんので、従つて、こ
こで私の結論をはつきり申し上げるわ
けに参りませんが、(何を言つてい
んだ)と呼ぶ者あり)この問題につ
いても、この協議会があらゆる角度から検
討をいたしておりますので、この点
に対する答申もあることであると私は
信じますので、その答申を尊重して
考へたいと存じます。

第四点であります。第四点につ
きましては、これまた現在の充春問題
対策協議会の意見をすみやかに出され
んことを希望し、ただいま申し上げま
したように、八月九日に出されること
に相なつておりますので、従いまし
て、この審議会の意見を十分に尊重し
まして、そうして日本の国連加入の際
は、その加入に対して欠けるところの
ないように、万全のかまをもち、
そうして加入いたしたいと考へており
ます。

〔国務大臣一萬田尚登君登壇〕
○国務大臣(一萬田尚登君) 充春対策
は御指摘のように、ほんとうに緊要な
ことであると存じます。私として
は衆議院の法務委員会の決議の趣旨に
従ひまして、充春の実態に即応しまし
て十分検討を加え、財政の許す範囲内
におきまして、理解をもつて措置をい
たしたいと、かように考へておりま
す。

たしたいと、かように考へておりま
す。

○議長(河井彌八君) 日程第一、昭和
三十年度特別会計予算補正(特第一号)
を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。予
算委員長館野二君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

昭和三十年度特別会計予算補正
(特第一号)

右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十年七月十五日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八君

〔館野二君登壇、拍手〕

○館野二君 ただいま議題となりまし
た昭和三十年度特別会計予算補正(特
第一号)の予算委員会における審査の
経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず補正予算の内容について御説明
申し上げます。本補正予算は、去る六
月二十四日国会が承認いたしました農
産物に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定によつて借り入れる外貨
資金を財源として、電源の開発、農地
の開発その他本邦の経済の発展を促進
するための資金の貸付を行うことにな

りましたので、これに関する経理を明
確にするため、一般会計と区分して余
剩農産物資金融通特別会計が設置され
ることになりました。その予算として
昭和三十年度特別会計予算補正(特第
一号)を去る七月二日国会に提出され
たものであります。

本特別会計は歳入、歳出とも二百十
六億三千万円であり、歳入の借
入資金収入の二百十四億二千万円は、
農産物の購入代金八千五百万ドルの
七〇%に当る五千九百五十万ドルの円
換算額であります。貸付金利収入の一
億八千三百万円は、年利四分として算
出された額であります。また歳出は、
電源開発事業に百八十二億五千万円、
農地開発事業に三十億円、日本生産性
本部に一億五千万円をそれぞれ貸し付
けられることになっておりますが、この
うち農地開発事業貸付の内訳は、愛知用
水に二十四億五千万円、篠津に四億五
千万円、根釧に五千万円、上北に五千
万円となつております。貸付金は合計
二百十四億であり、このほか事
務取扱費と予備費に若干額を計上いた
してあります。

以上が補正予算の概要であります
が、本案は去る七月十五日に衆議院か
ら送付されましたので、委員会におき
ましては二十日から三日間、大蔵大臣
より提案理由の説明を聞いた後、総理
大臣並びに関係閣僚に対し質疑を行
いました。質疑は多岐にわたつておりま

すので、ここには補正予算に直接関連のあるものについてその要旨を御報告申し上げます。

まず、この資金の使途に關しまして、「電源開発事業に百八十二億圓貸し付けるのに対し、農業開発事業には三十億圓の貸付しか予定されていません。余剰農産物の購入によって圧迫を受けるのは日本の農業であり、その犠牲において受けた借款であるから、農業関係を増やすべきであるのに少いのはどういふわけか。この資金による農業開発と経済六カ年計画に盛り込まれている農業投資との関係はどうか。また、この借入資金は三カ年間無利子であり、その間の会計では利子を取っているが、この利子収入を農業関係の再投資に向ける考えはないか」等の質疑がありました。これに對しましては、「農業関係は電源開発に比べて、従来準備があまり進んでいなかったもので、今回は愛知用水その他で三十億圓にとどまっていますが、今後はできるだけ多くしたい。六カ年計画との関係については、六カ年計画を立てるときには、今回の見返り資金は考えていなかったもので、今年度はそれだけ案になるわけであり、来年度なくなつたとしても、計画遂行に支障はきたさない。また、三カ年間の利子収入については、この借款の償還の方法などが相当にきびしいので、本会計としてもある程度を含みを持たねばならないが、御趣旨に沿う

ように努力したい」という答弁がありました。

次に、本年度以降の方針に關する質疑であります。この余剰農産物の購入については、園内において意見が統一をされていまいやうであるが、来年度もやるかやらないか、やるとすれば今年度の場合に比べどういふように条件がよくなるのか、その場合には農業関係の投資はもつと増額されるのか。またやらないとすれば、愛知用水などその資金を当てにして五カ年計画で出しているのに、どういふことになるのか」といふような質疑がありました。これに對しましては、外務大臣、企画庁長官並びに農林大臣から、「文部大臣の言われたのは、本年は本年のことであり、来年やるかやらないかは、また別個の問題である」といふ意味であり、政府の予想としては来年度もやりたい意向であると了解されたい。ただ、来年度は米は持つてこないよう努めたいと思つており、さらに大豆飼料等を入れるかどうか、数量をどのくらいにするかなど、目下研究中であるが、日本農業のじやまにならぬように考えたい。また資金の使途につきましても、大ワケは交渉で決定されるが、半分以上は直接間接に日本の農業開発のために使いたいと思つてゐる。また愛知用水については、余剰農産物資金がここ二、三年くらいは、特別の事情の変化のない限り受けられると思つて

いるが、それができない場合でも、すでにこの大案に着手した以上は、政府として計画の達成を期している。もちろんそのために他の既定の食糧増産計画に影響を及ぼさしめない」といふような答弁がありました。

また、生産性本部に對する一億五千万圓の貸付に關しまして、「収益事業でないこの貸付は、果して返済の見込みがあるのか、これは補助金の変形ではないか」との質疑がありました。これに對しましては、「生産性本部に對する貸付条件はまだきめていないが、年利四分短期貸付とする予定である。生産性本部は営利事業ではないが、生産性が向上すれば、会社の利益となるから貸付金は会員の分担金から返済せしめ、財政負担とはしない」といふ答弁がありました。

なお、借入資金に直接関係はありませんが、千五百万圓の贈与分に關する質疑もいたしましては、「小麦の価格は八千五百万圓の購入分の方は六十ドルであるに對し、贈与分の方は百十六ドルという倍近い価格になっているのはどういふわけであるか、また買るときは安く買えるものを、贈与のときには高い価格のものとしてもらふといふことがあつては、学童等に悪影響を与えるではないか」などの質疑がありました。これに對しましては、「贈与の分は米國で農民から買い上げる価格であるので高くなつてゐるのは事実であ

り、こちらとしては、どうせくれるのなら高い価格にする必要はないではないかといふので、交渉の際折衝したのであるが、先方としては帳簿上そうなつてゐるので、日本だけ特別に安くすることはできないといふことで、こゝういふことになつてゐる」といふ答弁がありました。

かくて質疑を終局し、討論に入りまして、まず、日本社会党第四控室を代表して湯山委員より、この予算は、毎年アメリカと契約を結ばなければならぬ余剰農産物協定に資金源を求めておるのであつて、防衛分担金と同様、日本の財政の自主性を失わしめるものであるとの理由をもつて反対。自由党を代表して池田委員より、予算の執行に當つて十分効果を上げるよう、来年度も続ける場合には農業関係の投資を多くするよう希望を付して賛成。日本社会党第二控室を代表して松澤委員より、この予算はその執行に當り、設計その他に至るまで米國の一方的意圖に縛られるものであつて、自主性が全くないといふこと、また資金の配分において農業開発向けが少く、わが国農業の受ける犠牲が償われていない等の理由をあげて反対。緑風会を代表して豊田委員より、資金を効果的に使用すること、中小企業に對しても生産性の向上をはかること、明年度以降の受け入れに當つては、品目、価格等に慎重な再検討を加えること等の要望を付し

て賛成。無所属クラブの木村委員より、この予算の基礎となる余剰農産物協定は、米國の新しい植民地的搾取の一形態であり、日本の外貨の状況が改善されている今日、はなはだ當を得ない、單なる円資金調達の方法として飛びついたのであるが、これには他の方法があるではないか等の理由をあげて反対。日本民主党を代表して石坂委員より、わが國に不足する食糧を安く買入れることができ、また借款条件もきわめて妥當で、わが國經濟に寄与するところ少からざるものがあるとして賛成の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本委員会に付託せられました昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

昭和三十年七月二十五日 参議院會議録第四十号 農業災害補償法の一部を改正する法律案

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長江田三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「死亡雇用共済」を「死産病傷共済」に、「最低の共済掛金」を「共済掛金の死亡（とさつ）による死亡を除く。以下同じ。」及び雇用による損害に対応する部分」に改める。

第四十五条の二第一項第一号中「役員又は」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 清算人の選任
三 解散の議決

第八十三条第二項中「死亡雇用共済、疾病傷害共済」を「死産病傷共済」に改める。

第八十四条第一項中「死亡雇用共済にあつては第三号、疾病傷害共済にあつては第四号、生産共済にあつては第五号を」死産病傷共済にあつては第三号、生産共済にあつては第四号に改め、同項第三号中「死亡（屠殺に因る死亡を除く。）及び雇用」を「死亡、雇用、疾病及び傷害」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「屠殺に因る死亡を除く。」を削り、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第一百一条第一項中「死亡雇用共済」を「死産病傷共済」に改める。

第一百一十一条の二「左の各号の一に該当する場合その他正当な理由がある場合」を「その申込が死産病傷共済に付していない母畜の胎児についての生産共済の申込である場合（その申込と同時に当該母畜について死産病傷共済の申込がある場合を除く。）及び省令で定める正当な理由がある場合」に改め、各号を削る。

第一百十二条第二項中「死亡雇用共済及び疾病傷害共済」を「死産病傷共済」に改める。

第一百三十三条第一項中「死亡雇用共済」を「死産病傷共済」に改め、同条

第二項中「死亡雇用共済関係」を「死産病傷共済関係」に改める。

第一百四十四条第一項第一号中「死亡雇用共済」を「死産病傷共済」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第一百五十五条 次のように改める。
第一百五十五条 死産病傷共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、左の各号の率を合計した率とする。

一 死亡及び雇用による損害並びに疾病及び傷害による損害のうち次の診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲を下らない範囲内において定款で定める率

二 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で省令で定めるもの（以下診療技術料等という）に対応する共済掛金標準率乙を下らず、主務大臣の定める率をこえない範囲内において定款で定める率

生産共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、共済事故による損害に対応する共済掛金標準率を下らない範囲内において定款で定める率とする。

第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び前項の共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、省令で定

める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、主務大臣が当該地域別に定める。
前項の標準率は、四年ごとに一般に改訂する。

死産病傷共済に付した家畜で、その共済金額が主務大臣の定める金額をこえるもの及び主務大臣の定める区域内に住所を有する組合員が所有し、又は管理するものに係る共済掛金率については、第一項の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同項第一号の共済掛金標準率甲又は同項第二号の共済掛金標準率乙を下る率を、それぞれ同項第一号の率又は同項第二号の率として定めることができる。

第一百六条第一項中「家畜共済」を「死産病傷共済」に改め、同項第一号中「死亡雇用共済にあつては、共済事故」を「死亡又は雇用により支払うものにあつては、当該共済事故」に改め、同項第二号中「疾病傷害共済にあつては、共済事故」を「疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故」に改め、同項第三号中「農業共済組合」が、命令の定めるところにより、定款で定める支払割合を乗じて得た額を「相当する金額」に改め、同項第三号を削り、同条に次の一項を加える。

生産共済に係る共済金は、胎児にあつては共済金額の全額、出生した牛及び馬にあつては第一項第一号の規定の例により算定した金額とする。

第一百七条中「疾病傷害共済に係る共済事故」を「死産病傷共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故」に改める。

第一百九条中「屠殺したとき」を「とさつしたとき」に改める。

第二百二十四条中「共済掛金率」の下に「（次条第一項第二号ロの金額の保険金を支払うものについては、第二百五条第一項第一号の率）を加える。

第二百五条第一項第二号を次のように改める。

二 家畜共済のうち、死産病傷共済にあつてはイ又はロの金額、生産共済にあつてはイの金額
イ 組合員が支払うべき共済金に相当する金額
ロ 死亡又は雇用により支払うものにあつては組合員が支払うべき共済金に相当する金額、疾病又は傷害により支払うものにあつては組合員が支払うべき共済金のうち省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額

第二百二十五条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

死産病傷共済に係る保険関係において、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額を前項第二号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするかは、当該農業共済組合連合会と当該農業共済組合とが、その保険関係の成立の時までに協議して定めるものとし、その時までにその協議がととのわな

ときは、同号ロの金額をもつて当該農業共済組合連合会の支払うべき保険金の額とする。

第二百二十六条第一項中「疾病傷害共済に係る共済事故」と「死産病傷共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、第四十五条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に存する死亡雇用共済又は疾病傷害共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、この法律の施行の時の属する共済掛金期間の満了の時（疾病傷害共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、当該共済目的たる家畜に係る死亡雇用共済のこの法律の施行の

時の属する共済掛金期間の満了の時）又は当該共済目的たる家畜について死産病傷共済の共済責任が始まる時のどちらか早い時まで、なお従前の例による。

3 前項の死亡雇用共済又は疾病傷害共済の共済関係が死産病傷共済の共済責任の開始により消滅したときは、そのまだ経過しない期間に対する共済掛金は、払いもどさなければならぬ。

4 前項の場合には、農業共済組合連合会又は政府は、まだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料を、それぞれ当該農業共済組合又は当該農業共済組合連合会に払いもどさなければならぬ。

5 第三項又は前項の規定により払いもどすべき共済掛金、保険料又は再保険料は、改正後の農業災害補償法の規定により払い込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することができる。

6 農業災害補償法第百十三条第一項各号の一に該当するに至る時から起算して二年以上前から死亡雇用共済関係が継続している家畜（死亡雇用共済関係に引き続き農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第百四十四号）に基く死産病傷共済関係が継続している家畜を含む。）は、同項の規定にかかわらず、死産病傷共済に付することができ

る法律（昭和二十八年法律第二百四十四号）第七條を「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第八項」に改める。

7 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律の失効の際現に存する同法に基く死産病傷共済の共済関係、保険関係及び再保険関係については、同法の失効の時の属する共済掛金期間の満了の時までは、なお従前の例による。

8 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、第百十一条第一項の議決があつた農業共済組合に対し、その行ふ牛及び馬の死産病傷共済の共済掛金率の基礎となつた被害率のうち死亡及び雇用による損害に対応する部分の率が、従前の一定年間の平均被害率に比して低下したときは、その低下した割合に応じ算出される金額の補助金を交付することができる。

9 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れ

10 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十四号）第七條を「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第八項」に改める。」

る法律（昭和二十八年法律第二百四十四号）第七條を「農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第 号）附則第八項」に改める。

〔江田三郎君登壇 拍手〕

○江田三郎君 ただいま議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案は現行農業災害補償法に對して、次の二つの目的に従つて必要な改正を加えようとするものであります。その一は、過ぐる昭和二十八年七月、第十六回国会において成立を見ました農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律が、本年十月一日に失効することになっておりますので、これが失効に伴う措置を定めることであり、いま一つは、市町村の合併によつて農業共済組合の合併が行われ、その後における組合の運営を円滑にするために必要な措置を講じようとするものであります。そのおもな内容は、大要次のようであります。

まず前者についてであります。現行農業災害補償法においては、家畜共済は、その共済事故によつて、死亡雇用共済、疾病傷害共済及び生産共済の三種に分類されております。ところが農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特

例に関する法律によつて、昭和二十八年十月以降、全国中約四千八百の組合について、右の三種の共済のうち、死亡雇用共済と疾病傷害共済とを一元化し、死産病傷共済に關して実験が行われてきたのであります。これらの実験の結果に基き一部その内容を改めて、來たる十月一日以降これを全面的に実施し、ここに家畜共済は、従來三種でありましたものを、死産病傷共済と生産共済の二種類となし、これに伴つて共済掛金、共済金額、共済金、保険料、保険金額及び保険金等の規定に必要な改正を加え、さらに臨時特例法による死産病傷共済においては、疾病及び傷害の共済金について診療費のすべてを給付するものと、診療技術料以外の診療費を給付するものと二通りを定め、その選択は、これを組合員に行わせることになつていたのであります。が、今回の改正では、組合員に對しては疾病及び傷害の事故にかかる共済金はその損害に相当する金額を一律に給付し、前に述べました共済関係の選択は、保険関係が成立するときに農業共済組合が農業共済組合連合会と協議して行ふこととし、さらにまた、臨時特例法に基く死産病傷共済において、指定組合の組合員に對して、共済掛金の一部が国から補助されていたのであります。が、今後はかかる指定組合の組合員に對する補助はこれを廃止し、そのかわり当分の間農業共済組合

に対し、死亡及び雇用事故の低下に応じて一定の補助金を国から交付することができるとしよとするのであります。

次に、後者についてありますが、これは農業共済組合の総代会が総会にかわつて処理することができるとする事項の範囲を拡大しよとするのであります。て、制度運営の現状を見ますと、農業共済組合の規模が零細なため、制度の十全な運営がはばまれていたものがあつたといふ考へのもとに、農林当局は、本年三月農業共済組合の区域は原則として市町村合併後の市町村の区域をその区域とするよう指導方針を定め、この方針に従つて組合の合併が進められておりますが、その結果、組合の規模が拡大され、これに伴つて事実上組合の開催がはなはだしく困難になる組合が生ずることとなりますが、一方また組合の運営に当つては、組合と組合員との連絡を緊密に保たなければならぬのであります。今後は従前に増して総代会を活用する必要が起つておるといふ見解をもつて、現行規定では総代会が総会にかかわることのできる事項が限定されておりますので、この際これを拡張し、総代の選挙及び組合の解散にかかわる事項以外は、すべて総代会で処理できるとしよとするのであります。

委員会におきましては、農林当局から提案の理由及び法律案の内容等につ

いて説明を聞き、続いて質疑に入り、農林当局との間に農業共済組合の合併の目標及びその得失、農業共済組合の適正な規模及び総代の定数の標準並びにこれが遺憾なく実施されるための普及徹底方法、家畜共済の実施に当り開業獣医師との協働及びその趣旨の末端への徹底、組合の機能を向上し、その運営を適正ならしめるための組合機構の整備等の問題について質疑応答が行われたのであります。これが詳細については會議録に譲ることに御了承願ひたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入り、したところ、清澤委員から、総代の定数を適正ならしめるため政府はその指導に遺憾なきを期すべきであるとの趣旨の希望を附して賛成があり、他に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三、厚生保護法の一部を改正する法律案(谷口

弥三郎君外四名発議)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長小林英三君。

審査報告書
厚生保護法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十二日

社会労働
委員長 小林 英三

参議院議長河井彌八郎殿

多数意見者署名

松岡 平市 森田 義衛
加藤 武徳 榊原 亨
田村 文吉 横山 フク
長谷部ひろ 有馬 英二
山下 義信 谷口弥三郎
相馬 助治

第十五条の改正規定を削る。

第十五条の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。
(受胎調節指導のために必要な医薬品)

第三十九条 第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、当分の間、その実地指導

を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することができ。

2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第三十三条の規定の適用がある場合において、同条の規定による検査に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を薬として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を薬として販売したとき

3 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない

い。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることができ。

正規定を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、厚生保護法に基く受胎調節の実地指導について、その効果の向上を期するため、受胎調節の実地指導を行う者が、その実地指導を受ける者に対して、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものに限つて、薬事法の手続によらないで、販売することができるよう改正しようとするものであつて妥当な措置であるが、別紙の通り修正した。

二、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

厚生保護法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和三十年七月十三日

発議者

谷口弥三郎 横山 フク
榊原 亨 吉田 萬次
木村 守江

賛成者

山本 米治 中山 壽彦
黒川 武雄 堀 末治
青柳 秀夫 佐藤清一郎
雨森 常夫 川口爲之助
高橋進太郎 伊能繁次郎
西郷吉之助 石村 幸作
参議院議長河井彌八郎

優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「指定を受けた者」の下に「（以下受胎調節実地指導員という。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の指定をした場合には、政令の定めるところにより、指定証を交付しなければならぬ。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 受胎調節実地指導員は、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限る。薬事法（昭和二十三年法律第九十七号）第二十九条第一項及び第四十四条第八号の規定にかかわらず、販売することができ

る。

2 前項の規定により医薬品を販売することができ受胎調節実地指導員は、省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出て、前条第三項の規定により交付を受けた指定証に証印を受けた者に限るものとする。

3 受胎調節実地指導員は、前二項の規定により医薬品を販売するときは、証印を受けた指定証を携帯しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により医薬品を販売する受胎調節実地指導員については、薬事法第四十五条及び第四十九条の規定を準用する。

5 薬事法第五十条に規定する薬事監視員は、前項において準用する同法第四十九条第一項に規定する当該官吏又は吏員の職務を行うことができる。

6 都道府県知事は、受胎調節実地指導員が第二十九条の二第一項第一号若しくは第二号の規定に該当し、又は薬事法その他薬事に関する法律の規定に違反したときは、その者の第一項及び第二項の規定による医薬品の販売を期間を定めて停止し、又は禁止することができ、都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処

分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける受胎調節実地指導員に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることができ、

第二十九条の次に次の一条を加える。

（第十五条の二違反）
第二十九条の二 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第四項において準用する薬事法第四十五条の規定による命令に違反した者
二 第十五条の二第四項において準用する薬事法第四十九条第一項の規定による要求があつた場合において、報告をせず若しくは虚偽の報告をした者又は同法同条同項の規定による立入、検査若しくは取去を拒み、妨げ若しくは忌避した者
三 第十五条の二第六項の規定による販売停止の処分違反した者

2 第十五条の二第六項の規定による販売禁止の処分に違反した者

は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔小林英三君登壇、拍手〕

○小林英三君 ただいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告を申し上げます。

去る第十三国会におきまして、優生保護法の一部が改正されまして、受胎調節実地指導員の制度が設けられたのであります。現在これらの指導員が指導に際しまして、受胎調節のために必要な用具の購入を取り次ぎ、あるいは販売することは可能になつてゐるのであります。避妊薬の販売は、薬事法の規定によりまして不可能な状態にありますので、業務局長の緩和通牒によりまして、避妊薬の購入のあつせんを便宜的に認められておるにすぎないのであります。本改正法案は、実地指導員が実地指導を受けるものに對しまして、受胎調節のために必要な医薬品で、しかも厚生大臣が指定するものに限る、薬事法の手続によらないでも販売ができることとしたのであります。なお、受胎調節実地指導員がその医薬品を販売する場合に、薬事法に規定されております厚

生大臣及び都道府県知事の監督の権限をそのまま準用するとともに、薬事法、その他の薬事に関する法律に違反した場合におきましては、都道府県知事は、必要に応じましてその者の医薬品の販売を停止し、または禁止する行政処分を行い得るものとしたのであります。

本案の審議に当りましては、本案が現行薬事体系の例外的薬事を認めることにならざるを得るので、薬事監視員による立ち入り検査の問題、行政上の監督方法等につきまして熱心なる質疑が行われまして、山下委員より次の要旨による修正案が提出せられたのであります。それは、一、実地指導員による受胎調節指導のために必要な指定医薬品の販売は、当分の間に限ること。その二は、実地指導員の販売品が、いわゆる薬律に違反した場合、または指定医薬品を受胎調節の指導を受ける者以外に販売した場合に、都道府県知事は、実地指導員の指定を取り消すことができること。その三は、実地指導員の指定を取り消す場合には、都道府県知事は聴聞を行わなければならないということ。その四は、従つて改正法案の罰則規定が削除せられることとしたのであります。

かくいたしましたして、質疑を打ち切りまして討論に入りましたところ、竹中委員より、社会党第四控室を代表いたしましたして、医薬品の例外的販売業態を

昭和三十年七月二十五日 参議院會議録第四十号 通商産業省設置法の一部を改正する法律案 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

六八八

認めるという改正原案並びに修正案に反対の意を表せられたのであります。討論を終了いたしました。まず修正案について採決を行いました。多数をもって可決すべきものと決定いたしました。次いで修正の部分を除く原案につきまして採決を行いました。多数をもって可決すべきものと決定いたしました。よって本案は、多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長の報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よって本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和三十年七月十四日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第二十九号を削り、第二十八号の二を第二十九号とし、第三十号及び第三十一号を次のように改める。
第三十及び第三十一 削除
第六条第三項中「通商局」を「通商局に次長二人を」に改める。
第二十五条第一項の表中物資供給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会の項を削る。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕
○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました、通商産業省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一は、現在通商局は、十四課に分れ、その事務量が膨大であるため、局長の下に次長一名が置かれて同務の整理に当たっておるのであります。局長を補佐して次長の処理すべき事務としては、外貨予算の作成、外貨資金の割当、輸出の承認、パートナー契約の許可、中共貿易問題の処理等、問題が山積しているのみならず、渉外関係におきましても、頻繁に行われる通商交渉の会議に出席する等の必要があり、二名と改めた点であります。その第二は、去る四月一日に、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の失効に伴う関係条文を整理するとともに、すでに存置の必要のなくなった物資供給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会を廃止することとした点であります。

正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昨日の委員会におきましては、質疑も終結いたしましたので、討論を省略し、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決せられた次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案
参議院事務局職員定員規程(昭和二十二年七月二十五日議決)の一部を次のように改正する。
第一条第三号中「三百六十六人」を「三百七十一人」に改め、同条第四号中「四十人」を「十四人」に改める。
附則
1 この規程中第一条第四号の改正規定以外の部分は昭和三十年七月二十五日から、第一条第四号の改正規定は昭和三十年八月一日から

それぞれ施行し、第一条第三号の改正規定は同年七月一日から、附則第二項の規定は同年六月一日からそれぞれ適用する。
2 常任委員会専門員を除く参議院事務局職員の数、昭和三十年八月一日において改正後の参議院事務局職員定員規程の常任委員会専門員を除く定員(同規程第一条の規定により事務局長の定める定員を含む)の数をこえないように、同年六月一日から同年七月三十一日までの間に整理されるものとす。それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。
3 改正後の参議院事務局職員定員規程第一条第四号の定員をこえることとなる常任委員会専門員の員数のうち、七人の員数は昭和三十年八月一日において国立国会図書館の専門調査員の定員に振り替えられるものとし、その他の員数の常任委員会専門員は同年八月一日から同年十月三十一日までの間に整理されるものとし、それまでの間は、定員の外に置くことができる。
○議長(河井彌八郎) 本件につきまして、議長は、参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を立案いたしました。あらかじめ議院運営委員会

に付議いたしましたところ、同委員会
においては異議がない旨の決定がござ
いました。この規程案は、議席に配付
いたしました通りでございます。

別に御発言もなければ、これより本
規程案の採決をいたします。本規程案
全部を問題に供します。本規程案に賛
成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 議員起立と認め
ます。よって本規程案は、全会一致を
もって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了い
たしました。
次会の議事日程は、決定次第公報を
もって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午前十二時散会

○本日の会議に付した案件
一、鉄道建設審議会委員の任命に関
する件

一、虎春取締りに関する緊急質問
一、日程第一、昭和三十年年度特別会
計予算補正(特第1号)

一、日程第二、農業災害補償法の
一部を改正する法律案
一、日程第三、優生保護法の一部を
改正する法律案

一、日程第四、通商産業省設置法の
一部を改正する法律案
一、参議院事務局職員定員規程の一
部改正に関する件

出席者は左の通り。
議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

出席者は左の通り。	
議長	河井 彌入君
副議長	重宗 雄三君
議員	
上林 忠次君	片柳 眞吉君
加賀山之雄君	梶原 茂嘉君
飯島連次郎君	石黒 忠駕君
山川 良一君	赤木 正雄君
森田 義衛君	森 八三一君
村上 義一君	宮城タマヨ君
三木與吉郎君	三浦 辰雄君
廣瀬 久忠君	早川 慎一君
野田 俊作君	野本 品吉君
中山 福藏君	豊田 雅孝君
常岡 一郎君	土田国太郎君
田村 文吉君	館 哲二君
高木 正夫君	杉山 昌作君
新谷寅三郎君	島村 軍次君
佐藤 尚武君	河野 謙三君
高良 とみ君	小林 武治君
小林 政夫君	後藤 文夫君
岸 良一君	北 勝太郎君
小幡 治和君	石川 榮一君
滝井治三郎君	伊能 芳雄君
青柳 秀夫君	高野 一夫君
石井 桂君	白井 勇君
川口爲之助君	吉田 萬次君
酒井 利雄君	佐藤清一郎君
高橋 衛君	谷口弥三郎君
宮本 邦彦君	長島 銀藏君
安井 謙君	宮田 重文君
長谷山行毅君	大矢半次郎君
石村 幸作君	木内 四郎君

植竹 泰彦君	松岡 平市君
細木 亨弘君	大谷 豊潤君
一松 政二君	山本 米治君
西郷吉之助君	左藤 義彦君
郡 祐三君	中山 壽彦君
小林 英三君	草葉 隆圓君
津島 壽一君	井上 清一君
青木 一男君	大野木秀次郎君
島津 忠彦君	山本 經勝君
雨森 常夫君	宮澤 喜一君
西岡 ハル君	横山 フク君
重政 爾徳君	鹿島守之助君
深水 六郎君	藤野 繁雄君
加瀬 完君	青山 正一君
入交 太蔵君	神原 亨君
高橋進太郎君	伊能繁次郎君
仁田 竹一君	田中 啓一君
岡田 信次君	小野 義夫君
古池 信三君	三輪 貞治君
平井 太郎君	川村 松助君
堀 末治君	白波瀬米吉君
秋山俊一郎君	湯山 勇君
中川 以良君	吉野 樗次君
泉山 三六君	黒川 武雄君
井上 知治君	池田宇右衛門君
岩沢 忠彦君	木下 源吾君
内村 清次君	秋山 長造君
阿具根 登君	大倉 精一君
河合 義一君	岡 三郎君
龜田 得治君	小松 正雄君
永井純一郎君	竹中 勝男君
清澤 俊英君	成瀬 暢治君
小林 亦治君	小酒井義男君

江田 三郎君	久保 等君
田畑 金光君	森崎 隆君
安部キミ子君	藤田 進君
岡田 宗司君	戸叶 武君
吉田 法晴君	小笠原三三男君
菊川 孝夫君	山田 節男君
天田 勝正君	千葉 信君
羽生 三七君	三木 治朗君
山下 義信君	市川 房枝君
八木 幸吉君	遠藤 柳作君
紅露 みつ君	有馬 英二君
最上 英子君	深川タマエ君
平林 太一君	東 隆君
菊田 七平君	井村 徳二君
寺本 廣作君	木島 虎蔵君
赤松 常子君	鈴木 強平君
杉原 荒太君	武藤 常介君
中川 幸平君	八木 秀次君
加藤シヅエ君	堀木 謙三君
三浦 義男君	小柳 牧衛君
鈴木 一君	石川 清一君
千田 正君	上條 愛一君
苦米地義三君	三好 英之君
長谷部ひろ君	村尾 重雄君
石坂 豊一君	一松 定吉君
松原 一彦君	篠森 順造君
羽仁 五郎君	堀 眞琴君

國務大臣	高橋達之助君
政府委員	
内閣官房長官	根本龍太郎君
内閣官房副長官	松本 龍藏君
外務省参事官	安藤 吉光君
大蔵省主計局長	森永貞一郎君
厚生政務次官	紅露 みつ君
通商産業政務次官	島村 一郎君

昭和三十年七月二十五日 参議院會議錄第四十号

六九〇

明治三十五年
三月三十一日 第三種郵便物認可

定価 一 部

十五円

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四四二一 電報掛札